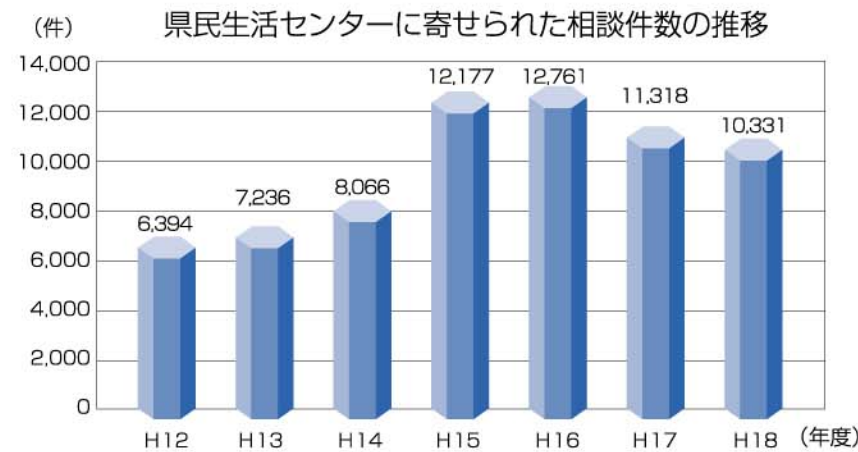


かしこい消費者になりましょう!

県民生活センターには、消費者トラブルに関するさまざまな相談が寄せられています。悪質商法の手口はますます巧妙になっており、自分の身を守るためには普段からの心構えが大切です。「自分は大丈夫」と思っていないませんか?正しい知識を身につけ、トラブルに巻き込まれない「かしこい消費者」になりましょう。

相談件数

県民生活センターで受け付けた相談件数は、平成十六年度をピークに減少傾向にあるものの、それでも一万件を超えており、相談内容は多様化、複雑化しています。また、寄せられる相談は全体の一部であり、潜在的にはかなりの消費者トラブルがあるものと思われれます。



相談事例

消費者トラブルを避けるには、まずその手口を知ることが大切です。

携帯電話・インターネット関連トラブル

無料アダルトサイトなどに興味本位や間違いによりアクセスしたところ「高額な請求をされた」、「利用した覚えのない出会い系サイトの利用料を請求された」といった架空・不当請求に関する相談が依然として多く寄せられています。そのほか、契約形態や支払方法の仕組みが分かりにくいことから、出会い系サイトの利用料をクレジット・カードで支払う際のトラブルの相談が増えています。

いきなり請求画面に!!



マルチ商法・利殖商法

「最初に三十万円の商品を買って、それを人に売れば手数料も入り、商品の購入はクレジットも利用できるから負担にならない」と知人から誘われ契約したが、思うように人を勧誘できず借金を抱え込むなどのケースを「マルチ商法」といいます。

訪問販売(点検商法・実験商法)

水道管清掃や健康診断、布団クリーニングの業者が訪問し、無料や安価をうたい文句にして「サビが出て水質が悪化している」、「血圧が…」、「タン」が発生している」など、必要以上に不安をあおり、高額な浄水器や健康食品、健康機器、ふとん等の契約をせまる販売方法があります。販売目的を告げずに家に訪問し、契約を急がせたり、高額な契約をしようとする業者には要注意です。

ヤミ金融

ダイレクトメール、ビラ、電話、ハガキ、FAXで低利融資の誘いがあり「借入れようと連絡すると、保証金を次々と請求されたので支払ったが融資がなかった」、「法外な利息を請求された」などの相談があります。なかには、解約を申し出ると解約料を請求されたり「払わないとどうなるか知っているな」と脅迫されたという相談もあります。

被害にあわないための四つの心得

- 1 契約は口約束でも成立します。必要がなければきっぱり断りましょう。
- 2 高額な契約やうまい話には要注意! その場で契約しないで、家族や知人に相談しましょう。
- 3 契約書の内容をよく確かめ、商品やサービスの内容、支払能力を十分に検討しましょう。

その契約は大丈夫ですか?

悪質業者はうまい話や不安にさせる話で、知らない間にわたし達の心のスキに入り込んできます。相談者の中には「恥ずかしくて誰にも相談できなかった」、「周りに知られたらバカにされると思った」などを理由に、相談するまで長い時間を要した人もいます。

消費者トラブルは誰もが巻き込まれる可能性があり、恥ずかしさから泣き寝入りすると、新たな被害につながるおそれがあります。少しでも「おかしいな」と思ったら、周りや最寄りの相談窓口にご相談することが解決への近道です。

消費者月間講演会

多重債務は「心の問題」をテーマに、多重債務に陥りやすい人の心理的特徴やその解決法についての講演会を開催します。

【日時】平成20年5月28日(水) 14:00~16:00

【場所】パレット市民劇場

【テーマ】多重債務の問題は、「心の問題」
~わたしにできること、あなたにできること~

【講師】有田 宏美氏 (NPO法人女性自立の会 理事長)

入場無料 先着300名 申込・お問い合わせ先: 県民生活課

- 県民生活センター
TEL.098-863-9214
 - 県民生活センター宮古分室
TEL.0980-72-0199
 - 県民生活センター八重山分室
TEL.0980-82-1289
- ※9:00~12:00、13:00~16:00
土・日、祝祭日、年末年始を除く

お問い合わせ【県民生活課】 TEL.098-866-2187 FAX.098-866-2789

